報道関係各位



# 【新刊】『税理士業務に活かす!通達のチェックポイント-消費税 軽減税率Q&A等の検討と裁判事例精選10-』発売!

国税庁の通達や厳選した裁判例を素材に、軽減税率適用の判断のポイントを正しく理解!

法律関連出版物、各種データベースを提供する第一法規株式会社(所在地:東京都港区、代表取締役社長:田中 英弥)が、『税理士業務に活かす!通達のチェックポイント-消費税軽減税率Q&A等の検討と裁判事例精選10-』を、2023年1月30日に発売しました。



# 商品紹介ページはこちら

https://www.daiichihoki.co.jp/store/products/detail/104607.html

## amazonでの購入はこちら

https://www.amazon.co.jp/dp/4474077113

## 楽天での購入はこちら

https://books.rakuten.co.jp/rb/17030246

適用可否について判断に悩むことが多い消費税の軽減税率。

本書『税理士業務に活かす! 通達のチェックポイント-消費税軽減税率Q&A等の検討と裁判事例精選10-』は、国税庁公表の通達やQ&A、裁判例を素材に、軽減税率がはらむ問題点を、インボイス制度とのかかわりも交え解説しています。

税理士が判断の拠り所となる考えを正しく理解し、税務処理や顧客へのアドバイス等の業務に活用していくための実務書です。

## 【本書の特長】

- 1. 国税庁公表の「消費税の軽減税率制度に関する取扱通達」、「消費税の軽減税率制度に関するQ&A(制度概要編・個別事例編)」、厳選した10の裁判例を素材に軽減税率の適用可否で判断に悩む論点、軽減税率がはらむ問題点を解説!
- 2. 消費税の軽減税率の判断の拠り所となる考えを正しく理解し、税務処理や顧客へのアドバイス等の業務に活用できる実務書!
  - 1 税理士が専門学校で行う講師業務について消費税法上の事業該当性が争われた事例
  - 1 税理士が専門学校で行う講師業務 について消費税法上の事業該当性が 争われた事例

#### Point =

消費税法は、「国内において事業者が行った資産の譲渡等」について消費税を課すると規定する(消法4①)。ここにいう「資産の譲渡等」とは、「事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供…をいう。」とされており(消法2①八)、「事業として」行うものに限定されている。このように、「事業」概念は、消費税法上の納税義務を左右する非常に重要な概念の1つであるが、以下では、所得税法上における「事業」概念との径庭も豁まえて、「事業」の意義について考えてみたい。

#### 〔判決〕

第一審應児島地裁平成23年3月15日判決(税資261号順号11641)〔棄 却〕<sup>1</sup>

#### 〔関連通達〕

消基通1-1-1、消基通5-1-1

1 判例評釈として、長島弘・税務事例51巻12号40頁 (2019)、酒井克彦・税務事例 53巻3号55頁 (2020) など参照

#### 第3章 事例網

#### 消費税法基本通達1-1-1 (個人事業者と給与所得者の区分)

事業者とは自己の計算において独立して事業を行う者をいうから、 個人が雇用契約又はこれに準ずる契約に基づき他の者に従属し、かつ、 当該他の者の計算により行われる事業に役務を提供する場合は、事業 に該当しないのであるから留意する。したがって、出来高払の給与を 対値とする役務の提供は事業に該当すが、また、請負による報酬を対 値とする役務の提供は事業に該当すが、支払を受けた役務の提供の 対値が出来高払の給与であるか請負による報酬であるかの区分につい ては、雇用契約又はこれに準ずる契約に基づく対値であるかどうかに よのであるから留意する。この場合において、その区分が明らかで ないときは、例えば、次の事項を総合勘案して判定するものとする。

- (1) その契約に係る役務の提供の内容が他人の代替を容れるかどうか。
- (2) 役務の提供に当たり事業者の指揮監督を受けるかどうか。
- (3) まだ引渡しを了しない完成品が不可抗力のため減失した場合等においても、当該個人が権利として既に提供した役務に係る報酬の請求をなすことができるかどうか。
- (4) 役務の提供に係る材料又は用具等を供与されているかどうか。

#### 消費税法基本通達5-1-1 (事業としての意義)

法第2条第1項第8号(資産の譲渡等の産業)に規定する「事業として」とは、対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供が反復、継続、独立して行われることをいう。 (34)

- 1 個人事業者が生活の用に供している資産を譲渡する場合の当該 譲渡は、「事業として」には該当しない。
- 2 法人が行う資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供は、その全 てが、「事業として」に該当する。

# 【目次】(抜粋)

## 第1章 総論

インボイス方式導入の意味するところ

## 第2章 研究編

- 1 軽減税率制度導入に関する沿革
- 2国税庁の取扱い
- 3公共放送料金と新聞の相違
- 4 文化的最低限の保障と軽減税率
- 5 中立性の観点からの検討
- 6 簡素化の租税法
- 7 転嫁対策
- 8諸外国における付加価値税
- 9 還付対策等による緩衝政策
- 10 景品表示法と消費税表示
- 11 国民への周知と消費税法
- 12 税制改革法の基本原理と消費税

## 第3章 事例編

1 税理士が専門学校で行う講師業務について消費税法上の事業該当性が争われた事例

- 2 基準期間が免税事業者であった場合の課税売上高について争われた事例
- 3 消費税法上の実質行為者課税の原則について争われた事例
- 4 消費税法2条1項8号にいう「資産の譲渡」の意義
- 5 区分所有者の負担する管理費の課税仕入該当性が争われた事例
- 6 駐車場付き住宅の貸付けにつき非課税取引該当性が争われた事例
- 7建物と土地の取得価額の按分計算と仕入税額控除
- 8 転売目的で購入した住宅用賃貸部分を含むマンションの仕入れが課税売上げのみに要するものといえるか否かが争われた事例
- 9 建物の取得に係る「課税仕入れを行った日」がいつであるかが争われた事例
- 10 簡易課税制度における事業区分の判定に日本標準産業分類を用いることの合理性が争われた事例

## 第4章 研究編

- I 消費税法上の「対価」の意義
- Ⅱ 消費税等輸出免税に関するサテライトショップ通達の妥当性

## 【商品概要】

『税理士業務に活かす! 通達のチェックポイント -消費税軽減税率Q&A等の検討と裁判事例精選10-』

編著・監修:酒井克彦

定価:4,290円(本体:3,900円+10%)

ページ数:448頁 版型:A5判

## 商品紹介ページはこちら

https://www.daiichihoki.co.jp/store/products/detail/104607.html

## amazonでの購入はこちら

https://www.amazon.co.jp/dp/4474077113

## 楽天での購入はこちら

https://books.rakuten.co.jp/rb/17030246

発売元:第一法規株式会社 https://www.daiichihoki.co.jp

当プレスリリースURL

https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000454.000059164.html

第一法規株式会社のプレスリリース一覧

https://prtimes.jp/main/html/searchrlp/company\_id/59164

【本件に関する報道関係者からのお問合せ先】

第一法規株式会社

販売促進第一部

dhc7010@daiichihoki.com